

# 岐阜県PTA見舞金給付規程

平成20年度からの見舞金は責任準備金から給付し、負担金は徴収しないこととする。

第1条 岐阜県PTA見舞金給付会会則（以下「会則」という。）第6条及び第14条に規定する給付は、この規程の定めるところによる。

（給付対象・内容）……《給付規程細則5参照》……

第2条 会則第1条に規定する災害給付の対象となる傷害・後遺障害・死亡（以下災害という）に対する給付の種類及びその額は、次の(1)～(3)のとおりとする。

(1) 医療見舞金

給付対象………医師または柔道整復師（以下「医師等」という。）によって治療が必要と認められた通院（入院を含む）が2日以上災害を対象とする。

認定治療回数………災害の日から180日以内の期間内で、通院90日・入院180日を上限として給付する。

通院見舞金………日常生活に支障をきたし、かつ、医師等の指示により通院した場合に、1日につき2,000円を給付する。《医師以外における治療（施術）は本規程第4条》

入院見舞金………傷害のために医師からの指示で入院した場合に、1日につき3,000円を給付する。

手術見舞金………災害から180日以内にその身体障害の治療を直接の目的として手術を受けた場合に、1回に限り給付する。給付額は、入院中に手術を受けた場合は、入院見舞日額の10倍とする。外来で受けた手術の場合は入院見舞日額の5倍とする。

(2) 後遺障害見舞金

災害の日から180日以内に医師の認定により後遺障害が生じた場合に、日本スポーツ振興センター法の基準に準じ、下記の見舞金を給付する。

(万円)

後遺障害級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
給付金の額	150	130	120	110	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10

(3) 死亡弔慰金

災害を原因として180日以内に死亡した場合は、150万円を上限として給付する。

（給付対象者）………《給付規程細則2参照》………

第3条 給付対象者は次のとおりとする。

- (1) 国公立小中学校の単位PTAの全会員（保護者・教職員）
- (2) 上記単位PTAの学校職員（校務員・調理員・その他）
- (3) 上記小中学校在籍の会員の子（児童・生徒）
- (4) PTA活動のために依頼した講師・指導者・特定協力者
- (5) PTA事務局職員（県・地区・郡市）

（給付制限）

第4条 給付が制限される場合は次のとおりとする。

(1) 医院（病院）における機能回復訓練のみの通院及び接骨院での施術通院については、20日間までの通院日数に対して通院見舞金の全額給付、20日間を越す日数に対しては通院見舞金の3割給付とする。

(2) 前項(1)において、医院（病院）における機能回復訓練を含む通院と接骨院での施術通院との両方に継続して通院した場合、これらの通院日数を合算し、20日間までの日数に対して通院見舞金の全額給付、20日間を越す日数に対しては通院見舞金の3割給付とする。

(3) 本規程第2条(1)に規定する医師等以外の非医師による整体、カイロプラクティック、鍼灸、按摩その他の施術通院については、その通院日数に対して通院見舞金の3割給付とする。《給付対象は第2条(1)》

(4) PTA活動に参加するための往復途上の災害は、見舞額の3割給付とする。但し、自動車等の利用による交通事故には給付しない。《給付規程細則1(5)参照》

(5) PTA活動中（参加往復途上を含む）に起きた交通事故死・突然死（災害発生から24時間以内）または、それに類する状態になった場合には、審査会で審議し、役員理事会の承認を経て30万円を上限として給付する。

(6) 疾病がPTA活動が直接原因で誘発された場合には、審査会で審議し、役員理事会の承認を経て給付対象となる場合がある。《給付規程細則3参照》

- (7) 第2条の(1)～(3)が重複する重複災害の場合は合算して給付するが、150万円を上限とする。
- (8) 災害が多人数に及んだ集団事故の場合には、一事故に対して1,000万円を上限として給付する。但し、給付額は被災者数で按分し、一被災者あたりの給付額は150万円を上限とする。

(給付除外)……《給付規程細則4参照》……

第5条 給付対象とならない場合は次のとおりとする。

- (1) 災害の起きた活動が、PTA活動でない場合《PTA活動の定義については、給付規程細則1(3)参照》
- (2) 自動車・電車・バス・飛行機・船舶・貸切の乗物等での交通災害の場合《前条(5)に該当するものを除く》
- (3) 疾病の場合《前条(6)に該当するものを除く》
- (4) 風水害・震災・その他の非常災害・自然災害の場合
- (5) 日本スポーツ振興センター法の支給対象となる場合(児童・生徒)
- (6) 公務災害が認定された場合(教職員)
- (7) 受けた災害が、故意または重大な過失により発生した場合
- (8) その他(審査会の決定による)

(手続き等)

第6条 給付に関わる報告・申請などは、次のとおりとする。

- (1) 災害報告書は、災害発生日から1ヶ月以内とする。
- (2) 給付申請書は、治療完了後1ヶ月以内、または災害発生日から180日経過後1ヶ月以内とする。
- (3) 特殊な事由によっては、災害発生後1ケ年までを有効期間とする。

(損害賠償責任を負う事故発生の場合)……《『賠償責任補償の概要』参照》……

第7条 PTA活動中に、PTAが法律上の損害賠償責任を負う事故が生じた場合には、委託保険会社の損害賠償責任保険約款に基づき、委託保険会社から保険金が支払われる。

- (1) 損害賠償責任は、第三者の人身及び器物への損傷が対象であり、PTA会員相互間の損傷も含む。
- (2) 損害賠償責任が適用された場合には、次の額の範囲内で支払われる。
- ・対人……………1事故につき5億円まで、1名につき1億円まで  
(1事故の自己負担額1,000円)
  - ・対物……………1事故につき3,000万円まで  
(1事故の自己負担額1,000円)
  - ・借用物……………1年間の総額が1,000万円まで  
(1事故の自己負担額5,000円)
- (3) 上項の自己負担額と委託保険会社の免責金額との差額は、当会が負担する。
- (4) 適用期間は、当該年度の4月20日から翌年の4月20日の午後4時までとする。

(共催)

第8条 会則第1条に規定する共催とは、PTAが学校や地域団体などと共催して活動する場合で、その活動をするための委員会にPTA代表が位置付けられ、活動の一部を役割として受け持っている場合のことをいう。

但し、単なる呼び掛けによる参加や名義貸しなどの場合は該当しない。

(その他)

第9条 会則第5条の各項の施行については、役員理事会に次のように対処する。

- (1) 会則第5条の(1)～(3)については、役員理事会に事後報告する。
- (2) 会則第5条の(4)～(5)については、役員理事会で審議して決定する。

第10条 この給付規程及び給付規程細則により判定しかねる場合は、審査会の審議事項とする。

(付則)

- (1) (規程発足) 本規程は、平成10年4月1日から施行する。
- (2) (改正施行) 本規程は、平成20年2月1日に改正し、平成20年4月1日から施行する。
- (3) (改正施行) 本規程は、平成21年2月6日に改正し、施行する。
- (4) (改正施行) 本規程は、平成21年4月1日に改正し、施行する。
- (5) (改正施行) 本規程は、平成24年4月26日に改正し、平成25年4月1日から施行する。
- (6) (改正施行) 本規程は、平成26年2月5日に改正し、平成26年4月1日から施行する。
- (7) (改正施行) 本規程は、平成27年2月5日に改正し、平成27年4月1日から施行する。
- (8) (改正施行) 本規程は、平成31年2月1日に改正し、平成31年4月1日から施行する。
- (9) (改正施行) 本規程は、令和2年1月31日に改正し、令和2年4月1日から施行する。